

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

新型コロナウイルス感染症に関連する予想信用損失会計の検討事項

目次

はじめに

IFRS 第 9 号の減損の要求事項の範囲

適用および認識の時期

会計方針の適用における定義、方針の選択、および判断

モデルのリスク

ステー징

ECL の測定

条件変更、放棄および信用補完

開示

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

本ニュースレターの目的は、IFRS 財務諸表に予想信用損失会計を適用する際に貸手および銀行が検討すべき重要な論点のいくつかを強調することである。本ニュースレターは、主要な IFRS 会計上の検討事項についての最新のガイダンスである、[IFRS in Focus「コロナウイルス 2019 感染症に関連する会計上の検討事項」](#)を補完するものである。

はじめに

コロナウイルス 2019 (COVID-19) のパンデミックは、主要な経済および金融市場に影響を与えており、ほぼすべての産業は、それに対処するための取組みに起因する経済状況に関連する課題に直面している。例えば、旅行、ホスピタリティ、レジャー、および小売業界の多くの企業は、規制上および組織的な義務（例えば、「屋内退避」命令、学校の閉鎖）および消費者行動における自発的な変化（例えば「社会的距離戦略 (social distancing)」）のために収益が急激に減少している。

パンデミックが規模と期間の両方で増加することにより、企業は、全般的な景気後退にしばしば関連する状況を経験している。これには、金融市場のボラティリティおよび崩壊、信用の悪化、流動性の懸念、政府の介入のさらなる増加、失業率の増加、消費者の裁量的支出の広範な減少、在庫水準の増加、需要の減少による生産の減少、レイオフ、およびその他のリストラクチャリング活動を含むがこれらに限定されない、このような状況が続くことにより、より広範な景気後退が起り、企業の財務業績に長期的なマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

本 IFRS in Focus ニュースレターは、COVID-19 のパンデミックから生じている起因する可能性のある、予想信用損失 (ECL) の会計に関連する特定の主要な IFRS 会計上の検討事項について説明する。このニュースレターの焦点は貸手および銀行（総称して「銀行」）のに対するものであるが、その多くは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」で生じる契約資産、営業債権およびリース債権の ECL の会計とともに、関連会社または共同支配企業への貸手が被った信用損失を補填するために提供する金融保証契約のような、金融サービス以外の業種での ECL の測定に適用される。

ECL 会計が、確率加重アプローチに基づいて、信用事象のおよびそれらの結果的なキャッシュの不足の見積りを組み込むよう設計されていることを考慮すれば、銀行の ECL の会計は特に困難がある。不確実性が高まる時代には、これらの見積りはより困難になる。このニュースレターは、ECL 会計の主要なビルディング・ブロックを強調し、特にストレス下の経済状況での ECL の測定、および条件変更および政府の支援が及ぼす可能性のある影響に特に焦点を当てている。

また、国際会計基準審議会 (IASB) により 2020 年 3 月 27 日に公表された「[コロナウイルスの不確実性を踏まえた IFRS 第 9 号の適用](#)」にも、注意する必要がある。

IFRS 第 9 号の減損の要求事項の範囲

ECL 会計の範囲の要求事項は、貸付金 (ローン) への適用に再検討の焦点の多くが与えられたが、その範囲ははるかに広い。この要求事項は、(償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される) 負債証券、営業債権、IFRS 第 15 号「顧客との契約により生じる収益」の契約資産、IFRS 第 16 号「リース」のリース債権、発行したローン・コミットメント、および IFRS 第 4 号「保険契約」および IFRS 第 17 号「保険契約」で会計処理されていない発行した金融保証契約にも適用される。

銀行にとって特に注目すべき点は、発行したローン・コミットメントおよび発行した金融保証契約の会計である。経済的ストレスの時期に、企業の借手は借入枠を引き出す可能性がますます高まっている。企業の借手が、アウトプットおよび収益の減少に対応した短期的な流動性のニーズを満たすために借入枠を使用するため、将来の引出しの予想が、債務不履行の確率を高めることを伴う可能性があることを考慮すれば、ローン・コミットメントの発行者は、ECL の金額を再検討する必要がある。同様に、指定された負債性金融商品について借手が支払えないことに対して保証の保有者に補填する金融保証契約は、保証されている債務の発行者が財政上の困難にさらされている場合、債務不履行の確率が高くなることを示す。他のすべてのものが等しい場合、債務不履行の確率が上昇すると、通常は ECL が増加する。

適用および認識の時期

一般的な減損モデルでは、予想信用損失は、報告日後 12 か月以内に生じる信用事象に基づいた (12 か月 ECL)、または金融商品の存続期間に生じる信用事象に基づいた (全期間 ECL)、予想キャッシュ不足の割引確率加重の測定である。¹信用エクスポージャーの期間が 12 か月未満の場合、12 か月 ECL は全期間 ECL に等しくなる。

IFRS 9 は、報告日に評価される将来の信用事象 (および結果として生じるキャッシュ不足) の予想を反映するよう、意図的に将来予測的に設計されている。ECL の算定は、将来予測的な情報を含む、すべての合理的で裏付け可能な情報を反映しなければならない (IFRS 第 9 号 5.5.4 項)。報告日に存在した将来予測的な情報を反映しなければならないため、どの将来予測的な情報を使用するかを決定する際には注意が必要である。

将来予測的な情報は、以下を含むさまざまな形式で提供されるが、これらに限定されない。

- GDP、産業別の成長率、失業率 (国内および地域)、インフレ、金利、不動産価格指数を含むマクロ経済予測

¹ IFRS 第 9 号 5.5.13 項および 14 項の対象である購入または組成した信用減損金融資産 (POCI) には、例外が適用される。

- 借手に特に関連するマクロ経済要因に対応した借手の不払いの確率。借手はある債務の支払いを他の債務の支払いに優先する可能性があるため、同じ借手が負う金額の信用リスクは異なる可能性があることに注意が必要である。
- 貸手のエクスポージャーに影響する、期限前償還または延長オプションまたは未使用借入枠の使用の時期に関する借手の行動
- 担保の評価および抵当権実行の時期

この将来予測的な情報は、ECL モデリングにおける次の 3 つの主要なインプットに影響する。

- 債務不履行確率 (PD)
- 債務不履行時エクスポージャー (EAD)
- 債務不履行時損失 (LGD)

ECL は、借手の不払いから生じる予想キャッシュ不足を反映すべきであることを考慮すれば、将来予測的な情報は、可能な限り借手の経済状況に固有のものになるように設計しなければならない。COVID-19 の経済的影響は、均等に分布しない。例えば、異なる業種の企業の借手は、地域、雇用状況およびその他の信用コミットメントに左右される個人の借手と同様に、さまざまな方法で影響を受ける。

IAS 第 10 号「後発事象」の要求事項を、検討しなければならない。IAS 第 10 号は修正を要する事象と修正を要しない事象を区別し、修正を要する事象は報告期間の末日に存在した状況についてのさらなる証拠を提供するものであるため、報告期間の残高の測定に反映する必要がある。修正を要しない事象は、報告期間後に発生した状況を示す事象である (IAS 第 10 号 3 項)。

2019 年 12 月 31 日時点で、COVID-19 の経済的影響に関する将来予測的な情報は、本ニュースレターの発行日に明らかなよりも大幅に限定的であり、一般的に、その時に生じていた重大な不利なシナリオには、低い確率が割り当てられていた。2020 年に報告期間の末日となる発行企業は、報告日時点の予想を反映するために、将来予測的な情報を更新する必要がある。企業は、新しい事象を反映する期間終了後に発生した事象を、報告期間の末日時点で合理的に予想され、報告期間の末日に実施された将来予測的な評価に含まれるように合理的に評価されていた事象と区別する必要がある。この評価には、例えば、報告期間の末日における企業の信用エクスポージャーの信用リスクに関連性のある地域におけるコロナウイルス感染の状況および程度の評価、および以前に影響を受けた他の地域における感染率の増加の経路および程度の検討が含まれるかもしれない。

企業は、ECL モデリングで使用される特定のマクロ経済インプットを予測することが、報告期間の末日には合理的であると考えられるかもしれない。これらのマクロ経済のインプットが報告日以降に発生しないまたは変更されない場合、これは期間の末日における企業の予想を修正するための証拠として使用すべきではない。これを行うことは、事後的判断の不適切な使用を表し、報告期間の末日において存在していた状況を反映しない。修正を要する事象と修正を要さない事象を区別するには、特に COVID-19 パンデミックの経済的深刻度が報告期間の終了直後に明らかになった現在の経済環境において、重要な判断が必要である。

期間終了後の COVID-19 の経済的影響の深刻さは、たとえそれらの経済的影響が修正を要しない事象であっても、考慮することが要求される。修正を要しない後発事象に重要性がある場合、企業は、当該事象の内容とその財務上の影響の見積り、またはそのような見積りを行うことができないことを開示することが要求される (IAS 第 10 号 21 項)。ECL 会計の対象と

なる重要性があるエクスポージャーを有する銀行について、企業は開示の程度および財務上の影響を算定する実務上の可能性 (practicality) を検討する必要がある。

財務上の影響を算定するために、企業が ECL を再計算することが実務上可能でない (not practical) 場合、COVID-19 が ECL に与える影響は、企業のエクスポージャーにわたり均等に分布しないかもしれないため、企業は、ECL の変化の最も大きな程度の対象となることが予想される残高の識別のような、他の定性的および定量的な情報の開示を検討しなければならない。

会計方針の適用に関する定義、方針の選択、および判断

IFRS 第 9 号を適用する際に、企業は、いくつかの主要な用語を定義し、ECL を測定する際に重要な適用の決定を行う。そのような項目の 1 つが、債務不履行の定義である。これは、「債務不履行 (default)」が PD、EAD、および LGD の「D」であることを考慮すると、ECL 会計を適用する上で重要である。ステージングが発生した債務不履行の確率 (PD) に基づくことを考慮すると、債務不履行をどのように定義するかは、ステージ 1 (したがって、12 か月 ECL で測定される) またはステージ 2 およびステージ 3 (全期間 ECL で測定) へのエクスポージャーのステージングに直接影響を与える。さらに、ステージ 1 からのエクスポージャーの移動は、信用リスクの著しい増大 (SICR) があった場合に生じ、これは当初認識時のエクスポージャーの全期間 PD と報告日の PD とを比較することによって評価される。IFRS 第 9 号 B5.5.37 項は、特定の金融商品については別の債務不履行の定義のほうがより適切であることを証明する情報が入手可能にならない限り、当該定義がすべての金融商品に一貫して適用することを要求している。

IFRS 第 9 号には債務不履行の定義は含まれていないが、IFRS 第 9 号を最初に適用して以降、銀行は定義をすでに決定し、適用している。IFRS 第 9 号 B5.5.37 項では、債務不履行の定義は、内部の信用リスク管理の目的で使用される定義と整合しなければならないことを規定している。定義は債務不履行となる現在の経済状況を反映していることを確認するために見直さなければならない可能性があることが認識されているが、企業は、これらの定義を一貫して毎期に適用しなければならない。例えば、銀行は、不払い可能性 (UTP、unlikeliness to pay) 要件を債務不履行の指標として考慮するのが一般的である。UTP 要件は、現在の経済環境における借手の不払い行動から明らかである現在の UTP 指標を反映するように更新する必要がある可能性がある。同様に、債務不履行の定義は、多くの場合、許容できる範囲で、債務不履行の健全性規制上の定義に合わせられる。一部の健全性規制当局は、COVID-19 に対応した健全性の債務不履行の定義に関する更新されたガイダンスを公表しており、銀行はこれらが ECL 会計の目的に適切であるかどうかを検討する必要がある。

銀行は、企業がもっと遅い債務不履行の要件のほうが適切であることを立証するための合理的で裏付け可能な情報を有していない限り、債務不履行は金融資産が 90 日経過となる時点よりも後で発生しないという反証可能な推定があることを規定する IFRS 第 9 号 B5.5.37 項の要求事項を考慮する必要がある。この推定を反証する際には、債務不履行の確率が増加する証拠となる可能性のあるより長い「期日経過」の影響を受ける可能性がある残高が増加している現在の経済環境において、特に注意が必要である。逆に、支払い免除が導入され、その間に借手が特定の支払いを延期することが認められる場合、そのような金額はもはや期日経過ではない可能性がある。

IFRS 第 9 号 5.5.11 項には、支払いの期日超過が 30 日超である場合には、SICR が発生しているという反証可能な推定も含まれている。IFRS 第 9 号 B5.5.19 項は、30 日は SICR が発生した最後の時点であると推定されることを明らかにしており、実務上、企業は、SICR の他の定量的および定性的指標の中で 30 日経過後を安全装置として使用する場合がある。

遅延または支払いの繰延べが増加する経済的ストレスの時期には、銀行はそのような支払いが予想キャッシュ不足をもたらすかどうかを検討する必要がある。場合によっては、例えば支払が繰り延べられ、支払いの繰延べにおいて金額が完全に回収される契約金利で利息を計上する場合、キャッシュ不足が発生しません。それ以外の場合、銀行は繰延支払いで借手に利息を請求することが認められていない、または当初の契約金利よりも低い金額で利息を請求することができる場合には、これは当てはまらない。

IFRS 9 は、企業が当初認識時および貸借対照表日に信用リスクが低い金融商品が、SICR を経験しておらず、ステージ 1 にとどまると結論付けることを認めている。² 経済環境が変化するスピードを考慮すると、銀行は特定のエクスポージャーを低信用リスクと考えるのが合理的であるかどうかを評価する必要がある。銀行がこの目的のために内部および外部の信用リスク格付けを使用することは一般的であるが、格付分類が信用リスクの悪化に遅れ、報告日の信用状態を反映しない可能性があるため、銀行はそのような格付けが報告日に最新であるかどうかを検討しなければならない。

モデルリスク

多くの銀行が使用するモデルは、極端な経済状況および導入されている政府の支援措置のレベルに対応するように開発されており、企業は追加のモデル開発が必要であることに気づく可能性がある。より極端な経済的なインプットを含めることも、既存のモデルの感応度およびキャリブレーションの問題を識別する可能性がある(例えば、ステージ 2 への項目の移動に関して)。

銀行は、基礎となる ECL 測定モデルに含まれていないリスクおよびその他の不確実性を反映するために、ポスト・モデル修正 (PMA) を使用することがある。これらの PMA は、当該モデルに報告日の予想される経済状況を反映しない制限がある可能性があることを認識している。銀行のモデルが現在存在する経済状況に対応するように設計されていない可能性があることを考慮すると、COVID-19 の経済的影響のスピードは、銀行が ECL モデルの不備に対応するために PMA を含めることを意味するかもしれない。PMA がモデルのアウトプットをオーバーレイすることを考慮すると、PMA は適切に管理し、許可し、文書化し、開示しなければならない。

ステージング

企業のステージング分析(および各ステージにおけるローンの ECL の事後測定)には、主に全期間の PD に関して、将来予測的な情報の評価が要求される。COVID-19 の潜在的な影響を適切に反映する将来予測的な情報を識別することは、現在の状況における ECL の見積りに関して、銀行が直面する最も重要な課題の 1 つとなる。

影響の深刻さと持続期間に関する不確実性のために、一部の銀行は、政府の介入の結果として悪影響が短期であると仮定するかもしれない。過去の経験に基づいた長期的な予測により多くのウェイトを与える。銀行は、マクロ経済悪化の深刻度と期間を評価する際に、内部のエコノミスト部門と共に、中央銀行および他の当局が公表する公式の経済予測を考慮しなければならない。

目的適合性のある将来予測的な情報を識別する際の課題にかかわらず、企業は、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいて見積りを行うことが要求される(IFRS 第 9 号 5.5.17 項)。これには、過去の情報が目的適合性を欠いている可能性があることを考慮すると、PD 情報の外部の情報源ソース(例えば、格付機関の信用格

² IFRS 第 9 号 B5.5.22 項は、金融商品の債務不履行のリスクが低い、借手が近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための強い能力を有している、および長期的な経済状況および事業状況の不利な変化が、借手が契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力を低下させる可能性があるが、必ずしも低下させるとは限らない場合、資産の信用リスクは低いことを示すことを説明している。

付または CDS スプレッド)に対して、これまでよりも大きな依存が伴う可能性がある。しかし、債務やデリバティブの市場価値は(市場の流動性または担保の価値の市場の評価のような)借手の債務不履行のリスク以外の要因を反映するかもしれず、信用格付は信用リスクの運行指標である可能性があるため、そのような情報源への過度な依存は、問題がある可能性がある。

企業が個別の金融商品のレベルで COVID-19 の影響を識別し見積ることに苦労している場合、(ポートフォリオの相当部分の借手を雇用する特定の鉱山からの石炭の継続的な生産に依存するローンのポートフォリオに対して集団評価を行う IFRS 第 9 号の設例と同様に)特に信用エクスポージャーがパンデミックによって深刻な悪影響を受ける地域または業種に集中している場合には、企業は、集散的にステージング分析を実行する可能性がある。場合によっては、銀行は、業種全体および特定の地域へのエクスポージャーが SICR を示していると判断することもある。

全期間 PD のモデリングは、ステージング分析の重要な側面の 1 つであるが、SICR を識別するには、多くの定量的および定性的な指標(IFRS 第 9 号 B5.5.17 項)を全体的に評価することが要求される。COVID-19 の影響は、これらの要因の多くの目的適合性に大きな影響を与える可能性がある。例えば、期日経過日数の指標(上記の安全装置を含む)は、借手が支払停止(payment holiday)を利用する支払猶予(payment moratoria)の影響を反映し、金額は期限経過ではなくなる。信用システムは、支払停止が SICR の証拠であると自動的にみなしている可能性がある。このようなシステムは、現在の環境では、すべての支払停止が必ずしも SICR を示していないことを反映するように修正する必要がある場合がある。

支払停止を申請する顧客の間で、財政上の困難の顧客とそうでない顧客を区分することは、運用上の課題となる。借手が支払停止に適用される日における、借手の支払ステータスおよび履歴を検討する必要がある。一部の法域では、支払停止は、支払停止がなければ、借入金の下での契約上の支払いを満たすことができないことを借手が証明することが要求される。支払停止が短期的な流動性の便益を提供しているのか、それとも全期間 PD の著しい増大である場合に SICR となる、その義務を果たす借手の能力の悪化に対処しているかどうかの評価が必要になる。報告日に、企業は、これが適用される特定の借手を識別することができない可能性があるため、それらの借手の信用リスク特性の集散的な評価が必要となる場合がある。

債務不履行活動の増加に対応した信用リスク管理の実務の変更は、SICR のこれまでの定性的指標を再検討する必要があることを意味する可能性がある。

また、企業のステージング分析は、COVID-19 から生じている景気後退の持続時間と重大度の予想、およびその結果の回復プロフィールによっても、著しい影響を受ける。エクスポージャーがステージ 2 からステージ 1 に戻る過去(しばしば治癒率と呼ばれる)は、景気後退と回復が「V 字型」である場合、すなわち景気後退前の経済成長レベルへの急速な回復である場合、過去の治癒率が回復が遅い前回の金融危機に基づく場合には、より適用可能性が低い可能性がある。金融資産が信用の悪化に対応して再交渉または条件変更される場合、IFRS 第 9 号 B5.5.27 項は、信用リスクが減少したとみなされる前に、通常、借手が条件変更後に「一定期間にわたる一貫して良好な支払行動」を立証する必要があることを指摘している。

信用補完および担保は、多くの場合、債務不履行の場合に回収される金額、すなわち LGD に影響を与える。PD への影響は通常、より限定的であるため、ステージングにはほとんど影響を与えない。金融保証は、貸手が保証人から金額を回収することを可能にするが、借手の PD には影響しない。これは、期限が到来する契約上の義務を果たす能力を向上させることにより、借手に直接的に便益をもたらす、借手の PD に影響を与える、以下に記載されているいくつかの政府の措置と比較される。

ECL の測定

シナリオ数とその確率のウェイト付け

パンデミックは、経済シナリオのモデリングに反映する必要がある経済の混乱につながっている。経済の混乱の広範な内容により、GDP および失業率のような一般的な経済的インプットの更新に加えて、COVID-19 が特定の業種および地理的セクターに与える影響を検討する必要がある。GDP、金利、政府の支援措置、および失業などのマクロ経済要因と、借手の金融債務を満たす能力に対する原油価格の最近の大幅な下落のようなセクター固有の要因を組み合わせることは、困難である。現在の経済環境を反映しない過去データは、このような不確実な時代に信頼性のある予測を提供する可能性は低い。

銀行は、困難が生じている借手の急速な回復を反映する「V」型の景気回復シナリオを検討するかもしれない。しかし、こうした回復が起こるかどうかの不確実性を考えると、回復のペースが遅い「U」型の景気回復など、より困難が生じている他のマイナス面の経済シナリオを含めることを検討しなければならない。

複数の経済シナリオには、借手が支払いを再開する可能性のさまざまな速度、すなわち治癒率を組み込まなければならない。複数の経済シナリオを含めることは、景気後退におけるキャッシュ不足がどのように生じるかの非線形性を考慮すると、不確実性が高まる時に特に重要である。これらの複数の経済シナリオに割り当てられた確率は、多くの場合、開示が必要となる重要な判断になる。

LGD と EAD

(上記のステージングのセクションの)PD モデルと同様に、LGD および EAD の見積りに使用性できる信頼性のある将来予測的情報が不足している可能性がある。これらの見積りは、不動産の価値(LGD の算定に関連性がある)、借手の返済行動(ECL 見積りの多くの側面、特に EAD に関連性がある)、およびエクイティ・リリース・モーゲージを含む特定の商品の測定に影響を与える可能性のある死亡率のような他の要因に与える COVID-19 の影響に関する不確実性によってさらに複雑になる。

借手の行動要因は、マクロ経済環境の悪化が一般的に使用された金額および期間の増加を伴う、リボルビング・クレジット・ファシリティまたはクレジット・カード・ファシリティのような、使用済の金額と未使用の金額を組み合わせた商品に関して特に重要である。財政上の困難にある人々による急激な使用のレベルは、使用済および未使用部分の両方を含むエクスポージャーの ECL を測定する際に使用される、エクスポージャーの期間に影響を与える信用限度額の引下げまたは撤廃のような信用リスク管理行動(IFRS 第 9 号 B5.5.40 項)を実行する銀行の能力を妨げる可能性がある。

条件変更、放棄、信用補完

COVID-19 が借手の債務を返済する能力に及ぼす潜在的な影響を考慮すると、多くの政府および中央銀行主導のイニシアチブは、借手と銀行を支援するために実施されている、または実施される予定である。その他の支援および救済は、銀行および借手の関連当事者によって提供されるか、または提供されると見込まれています。これらの措置は、法域によって異なり、以下の項目が含まれる。

- 支払停止 (payment holidays)。支払遅延に対して請求する利息がある場合とない場合がある
- 関連当事者、政府および中央銀行からの融資保証
- 政府または関連当事者による企業である借手への貸付、または資本注入
- 失われた収入を置き換えるために個人への政府の支払い

- 特定のローンで被った損失に対する銀行への政府の補填
- 法人税の減税または納税期日の延期
- 当座貸越、短期貸付金、住宅ローンなどの新たな銀行の貸付ファシリティ
- 新しい政府の貸付ファシリティ
- 当座貸越、支払遅延、クレジット・カードの現金引出しに対する手数料免除
- 満期の延期および短期支払いの削減を伴う融資条件の再交渉

これらの措置の一部は、ローン資産の契約条件を変更し、その後のローンの会計処理にどのような影響を与えるかを判断するために評価する必要がある(下記参照)。貸手が金融商品の契約条件を変更する意思を表明したが、まだ契約上拘束力のある契約を締結していない場合がある。このような意図は、契約上拘束力がなく、既存の契約条件を変更しないため、金融商品の会計に影響を与えません。しかし、ECLが予想キャッシュ・フローに基づいていることを考慮すると、このような意図は、エクスポージャーのステーキングおよびECLの測定に影響を与える可能性がある(例えば、借手は契約上実施される前に、見込まれる改訂されたキャッシュ・フローに基づいて現金支払いを遅らせる可能性がある)。

借手が当初のローンの条件の下で支払うべき金額を支払うことを支援する措置は、ECLの測定に影響を与えるが、ローンの総額での帳簿価額には影響しない。当初のローンの条件に不可分ではない、借手による不払いのために被った損失をカバーするために貸手に一部または全額を補填する措置は、ローン契約の一部であるとみなされないため、会計処理にもローンのECL測定にも影響せず、ローンとは別個に会計処理される。

償却原価またはFVTOCIで測定されるローン資産の契約条件が変更された場合、当該変更をIFRS第9号で評価し、資産の認識の中止となるかどうかを判断する必要があります。誤解を避けるため、ローン資産の既存の契約条件の下で想定される予想キャッシュ・フローの変更は条件変更とはみなされない。たとえば、ローンに支払を繰り延べるオプションが含まれており、そのオプションが実行された場合、ローンは償却原価測定に要求事項に基づき会計処理され、契約条件の変更を表さない。それは、契約条件の適用を表す。

条件変更の認識の中止についての評価

IFRS第9号では、金融資産の条件変更が認識の中止となるかどうかの判断に関しては、限定的なガイダンスがある。IFRS第9号の認識の中止の要件を考慮すると、金融資産の条件変更は契約上のキャッシュ・フロー消滅する場合にのみ認識の中止につながる。認識の中止は、具体的に特定されたキャッシュ・フローまたはキャッシュ・フローの完全に比例的な(プロラタ)取り分、または金融資産からの具体的に特定されたキャッシュ・フローの完全に比例的な(プロラタ)取り分に適用できる。このようなキャッシュ・フローに対する契約上の権利が免除され、その結果消滅し、他の契約条件が変更されない場合、原金融資産のこの部分のみの認識が中止される。

条件変更されたローン資産のキャッシュ・フローがいつ消滅するかを判断するより具体的なガイダンスがないため、金融資産の条件変更または再交渉が認識の中止を生じるかどうかを評価する適切な方法は、金融負債の大幅な条件変更のガイダンスを検討することである。

金融負債の条件変更について IFRS 第 9 号は、「現存する金融負債またはその一部分の条件の大幅な変更は、(債務者の財政的困難によるものかどうかを問わず)当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。」と規定している。

したがって、条件変更または再交渉が大幅に異なる条件を生み出す場合、金融資産は認識を中止するべきである。この評価は、定性的要因と定量的要因の両方を検討する可能性があり、場合によっては定性的に条件が大幅に異なることが明確な場合定性的要因のみを検討する。大幅に異なる条件であるものは何かの評価は、判断の対象となる場合がある。企業は、財務諸表の理解に目的適合性がある場合、金融資産の条件変更が大幅なものであるかどうかを判断するための会計方針に関する情報開示を提供しなければならない。

条件変更が金融資産に大幅な変化をもたらしたことが定性的評価からではまだ明確ではない場合は、金融負債のガイダンスに基づいて定量的評価を適用することが適切である。これを行う場合、変更された条件でのキャッシュ・フローの正味現在価値(支払または受取手数料を含む)が、条件変更前の金融商品の残りのキャッシュ・フローの正味現在価値と少なくとも 10%異なる場合、条件変更は通常大幅なものであるとみなされる。いずれの正味現在価値も、条件変更前の金融資産の当初の実効金利で割り引いたものである。

直接償却の対象である信用減損資産または購入または組成した信用減損金融資産の条件変更または再交渉の場合、企業はこれらのキャッシュ・フローを回収する合理的な予想を有しておらず、IFRS 第 9 号はそれらを認識が中止されたものとみなすため、総額での帳簿価額はもはや完全な契約上のキャッシュ・フローを表さない。このような状況では、条件変更または再交渉の前の予想キャッシュ・フロー(すなわち、完全な契約上のキャッシュ・フローではなく、直接償却されたキャッシュ・フロー控除後の契約キャッシュ・フロー)を検討し、それと条件変更または再交渉後の契約上のキャッシュ・フローを比較することが適切である可能性がある。これは特に、条件変更または再交渉が、実質的にそれらの予想キャッシュ・フローを反映するように契約を変更する借手への譲歩と見ることができる場合である。

認識の中止をもたらす条件変更

償却原価金融資産に認識の中止につながる条件変更がされた場合、新しい金融資産を公正価値で当初認識し、(更新された ECL を含む)古い金融商品の認識の中止日の償却原価と新しい金融商品の当該日の公正価値の差額である認識の中止の利得または損失を純損益に認識する。IAS 第 1 号 82 項(aa)は、当該利得または損失の独立表示を要求している。

信用減損金融資産が条件変更され、条件変更が当初の金融資産の認識の中止につながる場合、認識した新しい金融資産は、当該資産が条件変更前に信用減損であったという理由のみで、自動的に組成した信用減損とはみなされない。信用減損金融資産は、支払額の一部の免除を通じて借手に救済を提供し、借手の PD を減らすためにリストラクチャリングされる可能性がある。しかし、借手の財政上の困難はリストラクチャリング後も残り、リストラクチャリング前に金融資産が最初に組成されたときの ECL と比較して大きな ECL をもたらす可能性がある。

信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価する IFRS 第 9 号 5.5.3 項の要求事項は、報告日の信用リスクと当初認識日の信用リスク、この場合は、金融資産が当初認識された日であるため条件変更日の信用リスクとの比較に基づく。

しかし、当初の金融資産の認識の中止をもたらす条件変更後のいくつかの異常な状況では、条件変更された金融資産が当初認識時に信用減損であり、したがって、金融資産を組成した信用損金融資産として認識するべきであるという証拠があるかもしれない。

認識の中止をもたらさない条件変更

条件変更によって資産の認識の中止がもたらされない場合、条件変更された資産の条件は当初の EIR によって割引くことにより新しい総額の償却原価が導かれ、条件変更損益は古い総額の償却原価と新しい総額の償却原価の差額として純損益に認識される。例えば、銀行は、借手が特定の期間にわたって支払いを延期することを認め、貨幣の時間価値と信用リスクを貸手に補償する追加の利息を発生させないことを借手と同意する可能性がある。ローンの当初のキャッシュ・フローの絶対額が変わらないことを考慮すれば、当該支払停止は、大幅に異なる条件につながる条件変更とみなされるが、それらの時期が延期され、貨幣の時間価値と信用リスクの補償がないことから生じる損失は、条件変更損失として純損益に認識され、資産の総額の帳簿価額を減額させる。

資産が信用減損であるとみなされない場合、資産が減損モデルのステージ 1 または 2 のどちらにあるのかを判断する必要がある。条件変更前のローンの当初の信用リスクが、当初認識以降に SICR があったかどうかを評価するために使用される。報告日には、当初の信用リスクを条件変更後のローンの信用リスクと比較し、当初認識以降に SICR があったかどうか、および資産がモデルのどのステージに分類されるかを判断する。条件変更後の資産のステージングは、条件変更がない場合に適用されるステージングとは異なる可能性がある。例えば、条件変更されたキャッシュ・フローは、当初の条件に基づく場合と比較して、PD が低下する可能性がある。逆に、銀行は、より高い PD を示す可能性のある条件変更を促したものを検討しなければならない。期首 ECL と期末 ECL の差は、条件変更損益とは別に減損損益として損益として純損益に認識される。

貸手が権利を有するキャッシュ・フローを減額するすべての条件変更が、必ずしも減損目的でのステージングの変更をもたらすわけではない。条件変更前と条件変更後の両方の借手の信用度を完全に理解する必要がある。一部の政府は、潜在的な収入の欠如のために家計に課せられた財政的ストレスに対応して、個人の借手に対して支払停止を提案している。このような支払停止が ECL のステージングの変更、例えば、SICR の証拠であるため、ステージ 1 からステージ 2 への移動につながるかどうかは、借手の特定の状況に左右される。IFRS 第 9 号 5.5.4 項は、借手の信用リスクの変化を個別に識別できない場合、ステージにエクスポージャーを配分することを含む、ECL 測定の集成的評価を認めている。さらに、銀行は、ポートフォリオ内の借手のグループがもはや同じ信用リスクを有していないことを反映するために、既存のポートフォリオを分離する必要があるかもしれない。

放棄

借手の財政上の困難に対応してローンの条件が変更される場合、これは多くの場合、提供されていない場合、債務不履行および貸手にとって信用の不足をもたらす借手に提供される譲歩または放棄を表す。この場合、資産は信用減損の定義を満たしている(すなわち、ステージ 3 にある)。しかし、支払停止のように、すべてのローンの条件変更が、SICR(ステージ 2 または 3 への移動)または信用減損(ステージ 3)に至るわけではない。特定の国、地域、または影響を受ける業種のすべての借手に政策上の問題として条件変更が提供される場合、借手の特定の事実と状況を評価して、予想キャッシュ不足を反映しているかどうかを判断する必要がある。変更された契約条件を通じた救済がすべての借手にとって利用可能であるが、特定の信用度の悪化の要件を満たすことを条件として適用されなければならない状況では、当該救済の利用が SICR の証拠となるまたは信用減損の定義を満たす可能性が高い。場合によっては、借手は流動性の便益を提供する支払停止を利用するかもしれないが、借手の全期間 PD が大幅に上昇することはない。契約上のキャッシュ・フローの時期の変更が SICR であるかまたは信用損金融資産の証拠であるかを判断するには、特定の事実と状況を慎重に検討することが要求される。

借手に対する支援策

借手がローンの当初の条件の下で支払うべき金額を支払うことを支援する方策(例えば、政府が提供する所得支援)は、借手の債務返済能力に影響を与えるため、ローン資産のステーキングに影響を与える可能性がある。このような支援は、財政支援が利用可能でない場合と比較して借手の返済能力が強化されるため、12ヶ月または全期間の予想損失の測定にも影響を及ぼす可能性がある。銀行は、実行されている借手に対する支援策、および顧客が利用できるかどうかを慎重に評価することが重要である。これが確実でない場合は、報告日に利用可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいて、支援の利用可能性およびそのような支援の金額の評価が要求される。

借手の支援策は、利用できない方策に対して借手のPDを改善する可能性がある。しかし、ステーキングに使用されるPDが、借手が支払い期限が到来したときにその義務を満たす、より広範な能力を反映する全体的な全期間PDを反映していることを考慮すると、これは必ずしもすべての方策が、借手のPDを全体的に改善することを意味するものではない。借手は、借手が利用できる政府の方策によって部分的に相殺される現在の経済状況から生じるPDの上昇を経験する可能性がある。

銀行に対する支援策

借手による不払いによる損失をカバーするための銀行に対する支援策は、それらが関連するローンの契約条件に不可分であるかどうかを判断するために慎重に評価する必要がある。そのような支援が不可分である場合、当該キャッシュ・フローはECLの測定に含まれる。しかし、債務不履行時損失の一部として考慮されるが、債務不履行の確率は考慮されない担保のような他の信用損失の緩和と同じように、当該支援は債務不履行の確率の評価には含まれない。

信用補完が不可分でない場合、受け取ると予想されるキャッシュ・フローは、債務不履行確率の評価やECLの測定には含まれない。代わりに、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の条件が満たされる範囲で、別個の補填資産が認識される。

信用補完が金融商品の契約条件に不可欠であるかどうかはIFRS第9号では定義されていないが、IASBの金融商品の減損の移行リソース・グループは、契約上のローン契約の一部ではない保証の一部が、不可分であるとみなされる可能性があることを認識した。ローンの組成時には予期されていなかったCOVID-19の経済的影響に対応して最近の措置が導入された場合、銀行を支援するためのそのような方策は、一般的に融資に不可分であるとはみなされない。銀行がCOVID-19の経済的影響の影響を受ける借手のための政府援助プログラムの一環として新しい融資を開始し、銀行が被る可能性のある信用損失の一部または全額を補填するための保証について政府に支払う場合、保証は不可分である可能性がある。何が不可分かを決定することは、開示が必要な重要な判断である可能性がある。

開示

IFRS第7号「金融商品：開示」は、本ニュースレターでは複製していない広範な信用リスク開示を要求している。IFRS第7号が要求する信用リスクの開示は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に与える影響を財務諸表の利用者が理解できるようにしなければならない(IFRS第7号35B項)。IFRS第7号には多くの強制される定量的開示が含まれていますが、現在の経済環境が将来のキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性にどのような影響を与えているかを説明する上で、定性的開示を拡大する必要性が重要となる。特に開示は、一般的なECLモデルの3つのステージにおけるエクスポージャーの移動、および記録された金額への影響を利用者が理解するのに役立つものでなければならない。本ニュースレターの前半で説明した領域を考慮すれば、将来予測的な情報をECLの算定にどのように織り込んだのか(IFRS第7号35G項(b))、

認識の中止を生じない契約上のキャッシュ・フローの条件変更の影響(IFRS 第 7 号 35J 項)、および担保およびその他の信用補完の影響(IFRS 第 7 号 35L 項)に関連する IFRS 第 7 号における開示の要求事項に特に検討が必要である。

IFRS 第 7 号は、期中財務諸表ではなく、年次財務諸表に適用される。しかし、期中財務諸表について、IAS 第 34 号「期中財務報告」は、期中財務報告書において、直近の年次報告期間の末日後の企業の財政状態の変動および業績を理解するうえで重要な事象および取引についての説明を要求している(IAS 第 34 号 15 項)。銀行にとって、経済活動の低下と直近の報告日以降の信用の悪化は、開示が必要な事象となる。IAS 第 34 号が必要とする説明に準拠するために、年次財務諸表において要求される IFRS 第 7 号の開示の一部を期中財務報告書に複製すべきかどうかを検討しなければならない。

企業は、財務諸表で認識されている金額に最も重要な影響を与えている会計方針を適用する過程で経営者が行った判断の開示(IAS 第 1 号 122 項)を再検討しなければならない。経営者は、以前の財務諸表では開示しなかった開示が必要である現在の経済環境に照らして新たな判断を下す可能性がある。同様に、前事業年度以降に、不確実性が変化している、または悪化している可能性があるため、見積りの不確実性の要因の開示(IAS 第 1 号 125 項)の再検討が必要になる。ECL 会計には、多くの場合、相当の程度の見積りの不確実性が含まれていますが、特に COVID-19 の即時の流行から続くさまざまな経済的経路を考慮すると、不確実性の量が高い場合は特にそうである。

修正を要しない後発事象の開示は、上記の「適用および認識の時期」のセクションを参照いただきたい。

Deloitte トーマツ

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.